

タイ税制等視察報告会

2018年3月27日
東京税理士会 国際部

訪問日程

2017年
11月30日

JETROバンコク事務所
租税裁判所
歳入局

12月1日

バンコク日本人商工会議所
PwCタイ
Tax Auditor Association of Thailand

12月2日

タイ在住日本人ビジネスマンとの懇談会

タイの概要

- 1 社会及び経済
- 2 個人所得税
- 3 法人税
- 4 法人税の優遇税制
- 5 移転価格税制
- 6 税務調査

1

社会及び経済

タイの一般情報

元首

ラーマ10世

政治体制

立憲君主制

面積

51.3万km²
(日本の1.4倍)

人口

6.676万人

首都

バンコク

気候

熱帯性気候

時差

日本-2時間
(UTC+7:00)

言語

タイ語

通貨

バーツ
(Baht)

年号

仏歴

主要産業

農業
(就業者数約40%)
※付加価値ベースでは
製造業が中心産業

経済成長率

(実質)
2014年~2016年
0.92% 2.94% 3.24%

GDP

2016年
4,071億USD
(日本の約12分の1)

日本との貿易

日本はタイにとって
第2位の輸入元
第3位の輸出先

日系企業の進出

1,748社
(バンコク日本人商工会
議所2017年4月会員数)

1

社会及び経済

タイの税制概要

国税	直接税	個人所得税 法人所得税 石油所得税 相続税贈与税
	間接税	付加価値税 特定事業税 印紙税 物品税
	関税	
地方税	土地家屋税 地方開発税 看板税	

(注) 付加価値税、特定事業税については地方政府も一部徴収している。

2

個人所得税

居住者

課税年度内に追啓180日以上タイに滞在する個人は税務上居住者として扱われる。

短期滞在者免税規定

次の3条件を満たす場合は免税（日タイ租税条約）

- ①暦年の累計滞在日数が180日以内
- ②日本法人が給与を支払う
- ③タイ法人が給与を負担しない

※出向者（タイ現地法人と雇用関係のある駐在員）には適用がない。

2 個人所得税

課税所得（歳入法第40条）

- ① 給与及び賃金
- ② 請負、雇用およびサービス提供による報酬
- ③ 営業権、著作権、フランチャイズ、特許権およびその他権利の使用料ならびにその他の報酬等
- ④ 利息、配当金、利益分配金、会社またはパートナーシップの合併、買収、解散による利益、株式譲渡益等
- ⑤ 資産の賃貸による所得、ハイヤーパーチェスや割賦販売契約の解約による受取違約金
- ⑥ 法律、エンジニアリング、建築、会計等の自由専門業による所得
- ⑦ 請負契約者が道具以外の主要な原材料を提供する工事請負契約から生じる所得
- ⑧ 商業および各種産業から生じる所得、上記①～⑦以外の所得

■ キャピタルゲイン課税
タイではキャピタルゲインに対して特別な規定はなく、通常の所得に含めて課税される。

■ 贈与税
基礎控除を超える部分について、一律5%の課税、もしくは個人所得税に含めて課税、のどちらかを選択することができる。

2

個人所得税

所得控除

所得控除の種類	2017年度以降	2016年度以前
基礎控除	60,000バーツ	30,000バーツ
配偶者控除	60,000バーツ	30,000バーツ
子供扶養控除 (25歳以下)	30,000バーツ 人数制限なし	15,000バーツ/人 3人まで
教育費控除	廃止	2,000バーツ/人
給与所得控除 (経費控除の1つ)	所得金額の50% 上限100,000バーツ	所得金額の40% 上限60,000バーツ
その他の所得控除	父母扶養控除 障がい者控除 生命保険料控除 住宅ローン利子控除 その他の経費控除 その他	

※2017年度、人的控除等が改正された。

2

個人所得税

税率（累進課税）

課税所得（パーツ）	税率（%）
0 ～ 150,000	0
150,000超 ～ 300,000	5
300,000超 ～ 500,000	10
500,000超 ～ 750,000	15
750,000超 ～ 1,000,000	20
1,000,000超 ～ 2,000,000	25
2,000,000超 ～ 5,000,000	30
5,000,000超 ～ ※	35

※2017年度以降、最高税率（35%）が適用される課税所得の範囲が4,000,000パーツ超から5,000,000パーツ超へと引き上げられた。

2

個人所得税

非課税所得（歳入法第42条）

- ① 業務上の交通費実費または交通費手当や出張旅費実費及び出張手当
- ② 赴任旅費又は帰任旅費
- ③ 一定の要件を満たす普通預金利息
- ④ 相続によって取得した動産又は事業や利益を目的とせず取得した動産の譲渡益
- ⑤ 損害賠償金、保険金、香典
- ⑥ 社会保険からの保険金
- ⑦ 普通パートナーシップ及び法人格のない組合からの分配金
- ⑧ その他

2

個人所得税

申告・納税

- 申告納税制度が採用されている
- 課税所得を得た年の翌年3月31日までに申告書の提出・納税を行う必要がある
- 夫婦は、別々に申告するか、合算申告するかを選択できる。

2

個人所得税

源泉徴収制度

給与等の支払を行うすべての者は、支払の都度、所得税を源泉徴収する義務がある。

- 01** 徴収した給与等に係る源泉税を、翌月7日までに申告・納付
- 02** 暦年の最後に支払われる給与等で過不足調整
- 03** 翌年の2月15日までに、従業員に対して源泉徴収証明書を発行
- 04** 翌年2月末までに、各従業員の年間の所得金額とそれに対して源泉徴収した所得税額等が記載されている報告書を管轄の税務署に提出

3

法人税

法人税率

2016年3月に税率が引き下げられ、原則恒久的に20%となった。
連結納税制度はない。

法人の源泉徴収

原則として支払月の翌月7日までに納税しなければならない。
源泉徴収税は納税義務者による前払税金とみなされ、法人税額から控除できる。

納税義務者

タイの税法における法人の定義は非常に広範囲に及ぶ

- 株式会社（タイ国民商法典下で登記された外国企業の支店を含む）
- パートナーシップ
- 合弁企業体（ジョイントベンチャー）
- 営利事業を営む社団または財団
- 外国政府やその代理機関による事業活動

3

法人税

申告納税手続

01 事業年度

法人は任意の 12 ヶ月の期間を会計期間として選ぶことができる。
一度会計期間を設定したら、歳入局(Revenue Department)長官からの許可を得ない限り変更できない。
所得は発生主義で計算される。

02 法人税額の計算方法

税務上の利益 = (会計上の収益 ± 税務調整) - (会計上の費用 ± 税務調整)

納付すべき法人税額 = (税務上の利益 × 法人税率) - 源泉税 - 中間法人税額

3

法人税

申告納税手続

03 納税の流れ

中間納付を含めて毎年2回に分けて納付しなければならない。

①中間申告

事業年度を6カ月経過した日から60日以内に年間推定課税所得を見積り、その法人税の半分相当あるいは中間推定課税所得に基づく税額を半期納税申告書により申告・納税する。

②確定申告

監査済み財務諸表と確定申告書を決算日以降150日以内に提出し、算出した税額を税務署に納税しなければならない。法人税額の計算において、課税所得は通常の事業経費や減価償却費（率5～20%）を総収入から控除することが認められる。

③繰越欠損金

税務上の欠損金は、最長5年間繰越すことが認められており、翌年以降の所得と相殺することができる。

4 法人税の優遇税制

減価償却資産の所得控除

高齢者の雇用促進控除

中小企業優遇税率

BOIによる優遇税制

4 法人税の優遇税制

減価償却資産の所得控除

2017年1月1日から2017年12月31日までに取得して事業供用した新規の固定資産については、その減価償却費の50%相当を法人税の計算上、所得控除することが認められる。

※すべての法人が対象

高齢者の雇用促進控除

中小企業優遇税率

BOIによる優遇税制

4 法人税の優遇税制

減価償却資産の所得控除

高齢者の雇用促進控除

60歳以上の労働者の雇用を促進するため、2016年1月1日以降開始事業年度から、60歳以上のタイ国籍の従業員を雇用した場合、その賃金の100%相当を法人税の計算上、追加で所得控除とすることが認められる。

※全ての法人が対象

中小企業優遇税率

BOIによる優遇税制

4 法人税の優遇税制

減価償却資産の所得控除

高齢者の雇用促進控除

中小企業優遇税率

中小企業（事業年度末において払込資本金が500万バーツ以下、かつ、各事業年度の売上収益が3,000万バーツ以下の法人）に対しては、次の軽減税率が適用される。

BOIによる優遇税制

課税所得	2016年度の税率	2017年度以降の税率
30万バーツ以下	免税	0%
30万バーツ超300バーツ以下	10%	15%
300万バーツ超		20%

4 法人税の優遇税制

減価償却資産の所得控除

高齢者の雇用促進控除

中小企業優遇税率

BOIによる優遇税制

外国投資を奨励する目的で次の2種類が用意されている。

①業種別の投資恩典

②メリットを考慮した追加の投資恩典

4 法人税の優遇税制

BOIによる優遇税制

①業種別の投資恩恵

分類	法人税免税	その他の恩典
A1	8年（免税額の上限なし）	<ul style="list-style-type: none">• 機械の輸入税の免税（B2を除く）• 輸出用製品に使用する輸入原材料の輸入税の免除• 土地所有許可• ビザ・ワークパーミットの優遇• 外貨による海外送金許可
A2	8年（免税額は投資額を限度）	
A3	5年（免税額は投資額を限度）	
A4	3年（免税額は投資額を限度）	
B1	なし	
B2		

4

法人税の優遇税制

BOIによる優遇税制

②追加優遇措置

論点	既存の投資奨励法	投資奨励法の追加	特定産業競争力強化法	EECへの投資促進
対象	<ul style="list-style-type: none"> 業種に基づき恩典を付与 	<ul style="list-style-type: none"> 技術ベースの恩典 高い将来性を有する基幹技術への投資に対して恩典を付与 対象事業はバイオ・ナノ・先端素材・デジタル事業 	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的投資に対する恩典 タイランド4.0制作に基づき、影響の大きい新規投資に対して恩典を付与 対象事業はBOIが個別案件ごとに判断 	<ul style="list-style-type: none"> エリアベースの恩典 EEC（東部経済回廊）への投資促進策 対象事業は高度技術を使用する重要産業、インフラ・ロジスティクス、観光開発、研究開発
主要恩典	<ul style="list-style-type: none"> 法人税の免除（最大8年） 法人税の50%減税（最大5年） 最長10年間の所得控除 輸入機械・原材料の輸入税の免除 ワークパーミットの優遇等 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税の免除（9～13年） 研究開発用の輸入設備の輸入税の免除 ワークパーミットの優遇等 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税の免除（最大15年） 投資促進基金の利用 ワークパーミットの優遇等 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の投資奨励法の恩典に加え、法人税の50%減税（5年間） 戦略的プロジェクトの場合、法人税の免除（最大15年）に加え、補助金を付与 個人所得税の減税 ワークパーミットの優遇等

5

移転価格税制

タイにおける移転価格税制に関しては、2017年12月現在、移転価格文書の作成を義務付ける法律は施行されていない。しかし、長年にわたり移転価格の調査は実施されている状況にある。

移転価格根拠規定

「多国籍企業の市場価格の決定(Determination of Market Price for Multinational Enterprises)」

- 2002年6月タイ歳入局が公表
- 市場価格あるいは独立企業間価格 (Arm's Length Price) に関するガイドライン
- 多国籍企業による移転価格を利用した商品及びサービスのグループ企業内での移転を懸念し作成
- 歳入局に対し市場価格を証明する負担を軽減できるとするもの
- 4つのパートから成り立つ
 - ①市場価格決定における関係法
 - ②市場価格計算の方法論
 - ③市場価格設定の過程及び
 - ④社内で保持すべき書類

移転価格に係る事前確認制度

(Advanced Pricing Arrangement)

2010年4月歳入局は、移転価格に係る事前確認手続きに関するガイドラインを整備した。

移転価格における税務調査

タイの税務当局は、歳入局の中央官庁にあたるLarge Tax Office(以下、「LTO」という。)に移転価格調査チームを編成し、主として売上規模100億バーツ以上の納税者に対して移転価格調査を実施している。LTO管轄外の納税者に対する移転価格調査は、本店所在地を所轄する税務署の税務調査官が一般の法人税調査の過程において実施している。LTOによる調査と比較した場合、所轄税務署による移転価格調査は、関連者・非関連者との原価割れ取引などに着目した個々の取引価格の修正などに終始する傾向がある。

6

税務調査

タイにおける税務調査の対象税目は主に法人税・VAT・源泉所得税などで、税務調査は次の3種類に分類される。

01 一般調査

- ①法人税の申告書の提出後に税務署から電話連絡あり、ヒアリングが行われ、資料の提出を要求される。
- ②納税者が税務署に呼び出され、質疑応答
- ③ミスや指摘事項があった場合は修正申告を求められる
- ④重大な疑義が生じた場合は召喚状(Tax Summon letter)を発行し、本格調査に発展

02 本格調査

- ①召喚状が発行されると、歳入局から税務調査の結果が求められる
- ②法人税に限らず、VAT・源泉税・印紙税等広範囲の税目に調査が及ぶ
- ③通常は直近の2事業年度が調査対象となる（重大な問題がある場合は5年分）
- ④民証法典上の租税債務の消滅時効は10年だが、5年を超える調査は極めて稀である

03 還付申請による調査

- ①タイでは源泉徴収対象取引が幅広く、源泉徴収税額が法人税の年税額を上回り、還付申告となるケースが多い
- ②その他、中間納税額が最終法人税額を上回るケースの還付申告や、VATの還付申請を行った場合など、税目及び還付の理由を問わず、税務調査が実施される（少額なものを除く）
- ③この場合の税務調査は、還付申告対象税目にとどまらず、他の税目にまで及ぶ
- ④還付まで日数がかかっても還付加算金が支払われることはない

6

税務調査

税務調査の決着

税務調査の進展と決着は進捗状況により次の3段階に分かれる。

納税者自らが
修正申告を
提出

ペナルティを減額されることがある。

(納税者に脱税の意思がなく、税務調査に協力的であると税務当局が判断した時は加算税額の最高50%まで)

税務当局が発
行した
更正決定通知
を受け入れる

更正決定の場合はペナルティの減額は一切ない。

司法手続きを
取る

- ①更正決定通知の受取から30日以内に不服申立審理委員会に異議申立を行う。
- ②棄却された場合は、その決定から30日以内に租税裁判所に訴える。
- ③異議申立を行う場合であっても、延滞税等の支払いは一旦行う必要がある。

6

税務調査

日本における税務調査との相違点

- タイの税務調査においては提出を求められる書類が多い
- 平均的な調査期間は1年以上に及ぶ
- 立証責任は税務当局ではなく法人側にあるが、税務当局の権限が強いため、税務当局の一方的で理不尽な更正決定に対して反証を行っても受け入れられることはなく、勝ち目のない税務訴訟に進まざるを得ないことになる
- 日系企業の多くは税務調査担当官の指摘に反論せず、すみやかに自主修正申告を行っているのが現状
- 還付申告を提出すると、もれなく全税目の調査につながり、還付申請をしたのに逆に追徴課税が発生するというリスクさえある
- そのため、当初から還付申告を見送る会社も多い
- 最近では、「還付申告を行わないのは後ろめたいところがあるからではないか」という税務当局の疑惑を招き、税務調査につながるケースも

訪問先

1 歳入局

2 租税裁判所

3 PwCタイ

4 JETROバンコク事務所

5 バンコク日本人商工会議所

6 Tax Auditor Association of Thailand

7 タイ在住日本人ビジネスマンとの懇談会

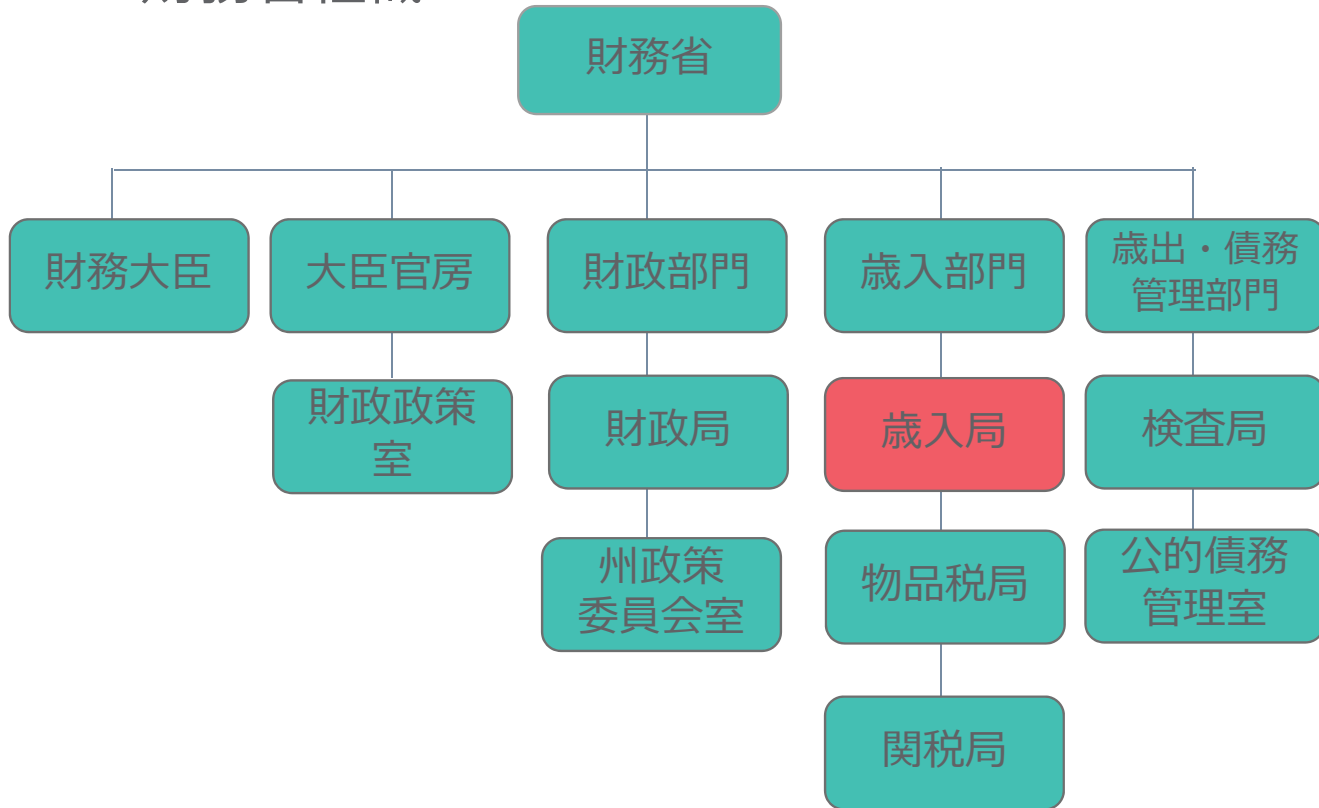
1

歳入局

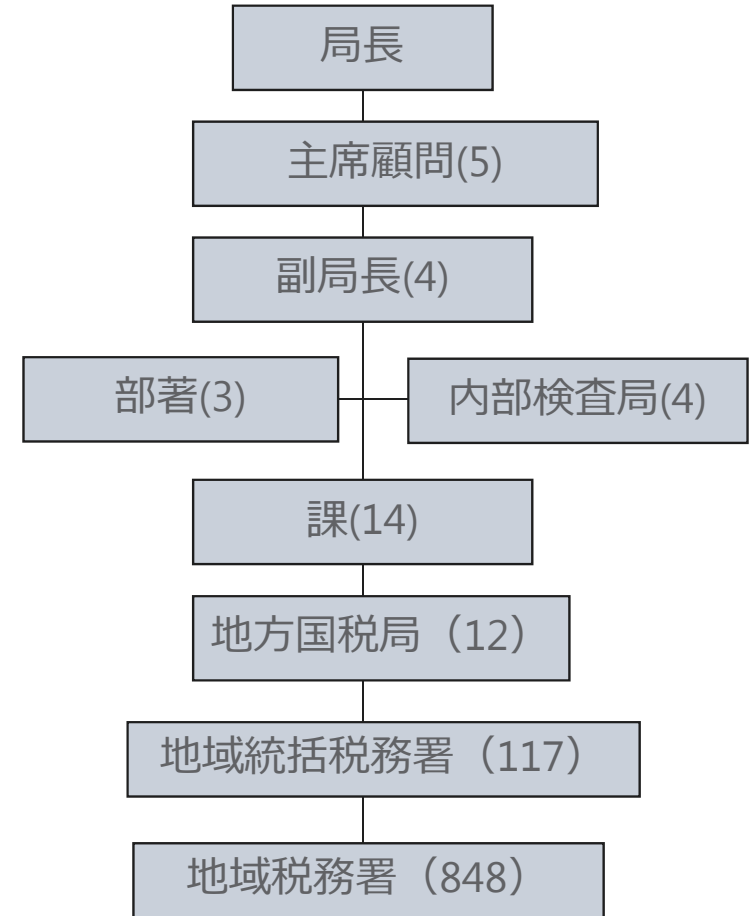


1 歳入局

財務省組織



歳入局組織構造



1

歳入局

歳入局の
戦略的歳入計画

- ①国民から支持される徴税行政
- ②経済競争力を増進させる行政サービスの刷新
- ③透明性の確保と労働環境の改善

組織	租税歳入 2015 (million Baht)	租税歳入 /歳入合計 (percent)	租税歳入 /GDP (percent)
歳入局	1,965,200	70.82	14.89
物品税局	421,400	15.19	3.19
関税局	122,400	4.41	0.93
その他	266,100	9.59	2.02
合計	2,812,100	100.00	21.02

Nominal GDP = 13,201,000

Source : THAILAND'S BUDGET IN BRIEF FISCAL YEAR 2015

予算年度	租税歳入 (Million Baht)	予算支出 (Million Baht)	徴税コスト (歳入100パーツ あたり)
2009	1,138,499	7,487	0.6164
2010	1,189,550	7,195	0.6049
2011	1,515,665	7,767	0.5124
2012	1,624,800	8,045	0.4977
2013	1,764,706	8,206	0.4650
2014	1,890,550	9,069	0.4790

1

歳入局 税務調査

- 基本的には各地方の税務署が管轄内を担当
- 複数の管轄内に支店を有する調査対象については本局内の中央調査部局が広域的な調査を実施
- 大規模納税者については本局内の大規模事業者部局が担当

01 調査対象者選定

- 法人60万社を4,000人のスタッフが管理
- 医者、会計士等の専門職20万人を2,000人のスタッフが管理
- リスク（脱税の可能性等）の高い順に調査を行うなど工夫
リスク管理
事業の内容・過去調査状況・取引状況（クロスボーダー取引状況）・異常利益率・実行税率等300項目に基づき担当調査官が判定・区分

02 調査接触の様態区分

- ① 面談
 - ② 指導
 - ③ 所得税
 - ④ 着眼調査：VATのみに着眼した税務調査
 - ⑤ Summons（召喚状）を用いた税務調査
- 予防
- 

1 歳入局 付加価値税(VAT)

- 1992年に導入
- インボイス方式
- 現在の税率は7%
内国歳入法上定められている標準税率は10%だが、1999年4月1日に1年間の時限措置により引き下げられて以来引き上げは見送られ、現在においては2018年9月30日まで7%が維持される。
- 物品やサービスの輸出、フリーゾーン内取引等については0%課税が適用
- サービスの提供場所がタイ国外であっても、そのサービスがタイ国内で消費された場合には、タイ国内においてサービスを提供したものとみなされ、VATの課税対象取引となる
たとえば、海外の親会社にノウハウの使用料として支払うロイヤルティなど

免税点

タイ国内での物品の販売やサービスを行う事業者及び物品の輸入を行う事業者は、その事業等を開始する前又は課税対象の収入が180万バーツに達した日から30日以内に税務当局にVAT事業者の登録を行わなければならない。

申告手続

毎月ごとに申告する。

翌月15日までに申告納付する必要がある。

サービスの輸入があった場合には、翌月7日までに行わなければならない。

アウトプットVAT > インプットVAT
差額を納付

アウトプットVAT < インプットVAT

還付請求または翌月以降に控除

※還付請求を行った場合は基本的に税務調査が実施される。

1 歳入局 付加価値税(VAT)

課税対象取引

- 1 タイ国内で行う物品の販売やサービスの提供
- 2 物品やサービスの輸入

特定事業税 (SBT)

- 金融サービス（銀行、証券、保険など）や不動産業など特定の事業に対しては特定事業課税（SBT）が適用される
- SBTの税率は0.011%~3.3%で設定されており、VATに関しては0%課税や特別免除が適用される
- SBTは事業税の代替として1992年に採用された
- SBTが適用される場合にはVATは非課税売上とされ、対応するVATの支払いについての仕入税額控除は行えず、全額コストとして認識される

非課税取引

- 1 年間売上が180万バーツ以下の事業者
- 2 加工されていない農産物、農業関連物品、動物及び食肉の販売等の農業関連取引
- 3 新聞、雑誌、教科書などの書籍類の販売
- 4 公立・私立学校などが提供する教育サービス
- 5 医療、会計監査、法務などの専門職業サービス
- 6 スポーツ・博物館・動物園など文化芸術的サービス
- 7 特定事業税（SBT）の課税対象となる事業取引（金融サービスや不動産業など）
- 8 その他宗教、事前活動的サービスや政府機関が行うサービスなど

1 歳入局 付加価値税(VAT)

インボイス制度

登録事業者は物品の販売やサービスの提供などを行った場合には、タックスインボイスという税額計算票を発行することが義務付けられている。

タックスインボイスはインプットVAT控除やVATの還付請求をする際の証拠資料となる。タックスインボイスには次の事項を必ず記載する必要がある。

- 1 「タックスインボイス」という表記
- 2 登録事業者の名称、住所、タックスID
- 3 購入者の名称、住所、タックスID
- 4 インボイス番号、発行年月日
- 5 物品またはサービスの種類、金額、数量、VAT税額など

1 歳入局 付加価値税(VAT)

罰則規定

次のような場合には、加算税、延滞税が付加される。

- 1 登録を怠った場合・登録抹消後も事業を継続した場合——加算税200%
- 2 購入者にタックスインボイスの発行を怠った場合——加算税200%
- 3 無申告の場合——加算税200%
- 4 過少申告の場合——加算税100%
- 5 期限内に納付しなかった場合——延滞税月利1.5%（税額の100%が上限）

さらに、その他脱税行為等、違反行為が悪質であったと認められる場合には、罰金及び禁錮刑の刑罰が別途科される。

1

歳入局 電子インボイス

VAT登録事業者は、電子Tax Invoice と電子領収書などを作成し、顧客や歳入局にいくつかの方法で交付する。

2種類の電子システム

①電子Tax Invoice ・ 電子領収書システム

②E-mailによる電子Tax Invoice

E-mailによる電子Tax Invoiceは、正確には電子Tax Invoice そのものではない。

E-mailで電子Tax Invoiceが歳入局に送付され、歳入局からタイムスタンプ付きの電子Tax Invoiceのコピーが交付される。

利用が認められるのは、年間所得が3,000万バーツ以下のVAT登録事業者である個人または法人。

電子Tax invoice (E-mailによる電子Tax Invoice を除く)

区分	納税者	送付期限
①ホスト間取引	LTO管轄の大手企業	翌月15日までに送付
②サービスプロバイダー	電子Tax invoiceの歳入局への送付代行をした者	
③ファイルのアップロード	最小限のデータで、かつ電子Tax invoiceや電子領収書を発行するソフトウェアを有する中規模企業	
④ウェブポータル	電子Tax invoiceや電子領収書を発行するソフトウェアを有しない小規模企業	ポータルサイトから自動的に送付

2

租稅裁判所



2

租税裁判所

タイに設置されている裁判所

憲法裁判所

憲法訴訟

司法裁判所

民事・刑事訴訟

行政裁判所

行政訴訟

軍事裁判所

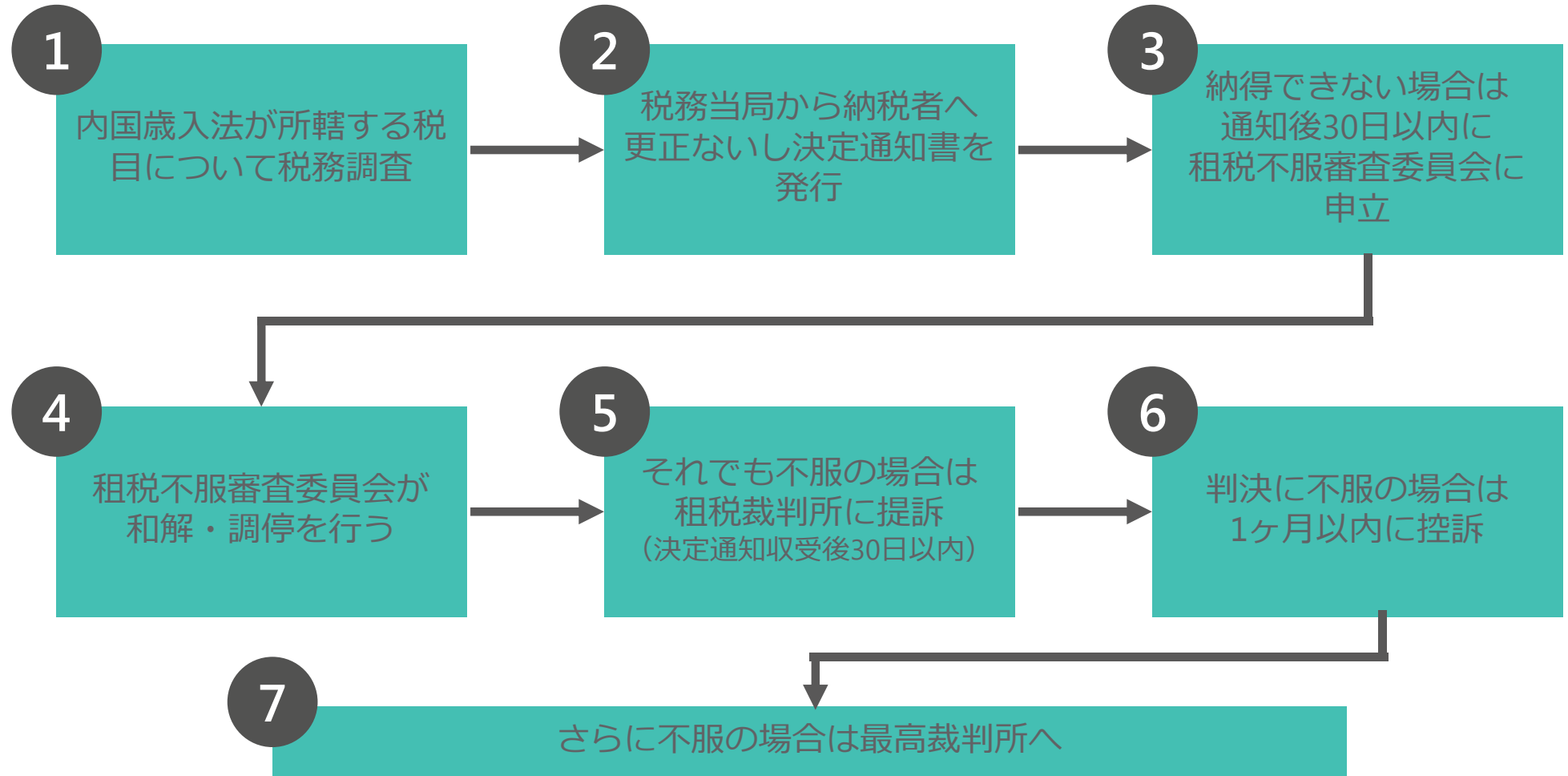
軍内における刑事訴訟

租税裁判所
が所属

(バンコクにのみ
設置されている)

2 租税裁判所

裁判の流れ



3

PwCタイ



PwC タイ事務所の概要

What business is PwC in?



- Core Assurance
- Risk Assurance



- Tax
- Legal
- IAS
- WMS



- Actuarial
- Deals
- Consulting



- Finance&Admin
- GTS
- Human Capital
- R&Q
- Brand&Comm

PwCタイの提供するサービス

会計監査・ビジネスアドバイザリーサービス

- タイ国法定会計監査
- 内部監査業務 (J-SOX, US-SOX監査業務)
- 内部統制監査
- 財務報告アドバイス
- ガバナンスリスク管理コンプライアンス
- 株式上場支援

財務アドバイザリーサービス

- 企業評価および株式評価業務
- 合併契約関連支援業務・JVパートナーとの交渉代行
- デューデリジェンス (買収監査・重点項目調査)
- ポストディールサービス・プロジェクトの実行と管理
- 官民パートナーシップ・インフラ
- ディールズストラテジー
- コーポレートファイナンス
- ビジネスリカバリー

マネジメントコンサルティング

- 事業継続マネジメント (BCM) アドバイザリー業務
- 人事制度・組織設計
- 人的チェンジマネジメント
- 業務改革・ロボティックプロセス自動化

- テクノロジーコンサルティング
- クラウド活用戦略・モバイル活用戦略
- システム設計～開発導入・保守運用
- サイバーセキュリティ
- データ分析

- リスク&フォレンジックコンサルティング
- 不正会計内容調査アドバイザリー業務
- ガバナンスリスク・コンプライアンス

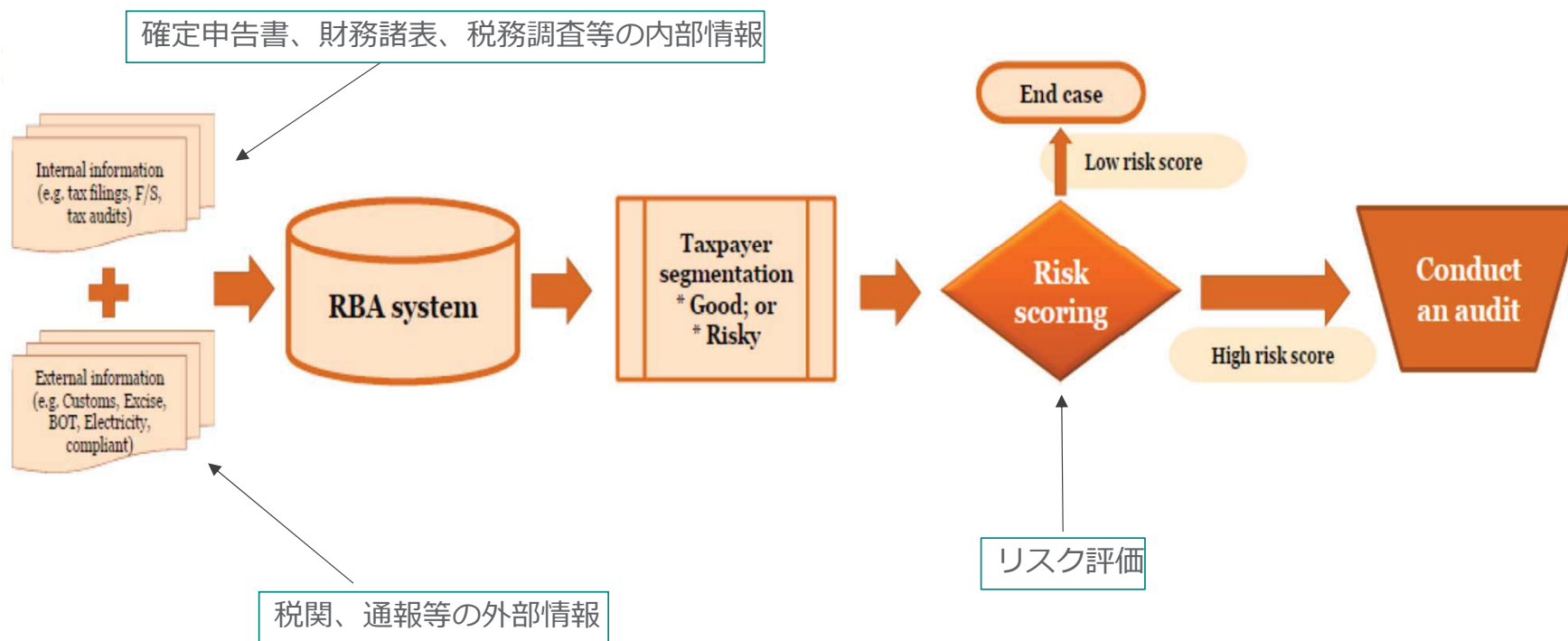
- 戦略コンサルティング
- 組織再編戦略
- 事業戦略

PwCタイの提供するサービス

税務および法務サービス

- ❖ 一般税務関連
 - 税務ストラクチャー
 - 税務申告代行
 - 移転価格
 - 還付申請前の仮税務調査
 - 税務調査対応支援
- ❖ 国際貿易マネジメントサービス
 - 市場優位性確保のための戦略的関税プランニング
 - 関税申告およびリスク管理
 - 関税調査対応支援
- ❖ 海外勤務者関連
 - 現地駐在エグゼクティブの給与計算
 - 労働許可証・ビザの取得・延長申請代行
 - 個人所得税関連アドバイザー
 - スtockオプションプランニングと事務手続
- ❖ 合併および買収
 - 法務/税務デューデリジェンス
 - M&A / ストラクチャー構築支援
 - 組織再編に伴う税務サービス
- ❖ 一般法務関連
 - 会社等の設立・登記および各種申請代行
 - 商事契約に準拠した契約書作成/レビュー
 - 労務関連
 - 訴訟関連業務
- ❖ BOI関連
 - BOIの申請に関する助言・申請代行、関連政府機関担当者との意見調整
- ❖ 外国人事業法(FBA)関連
 - FBAに関する助言・アドバイザー
 - FBAライセンス等、取得に関する助言・申請代行・関連政府機関担当者との意見調整

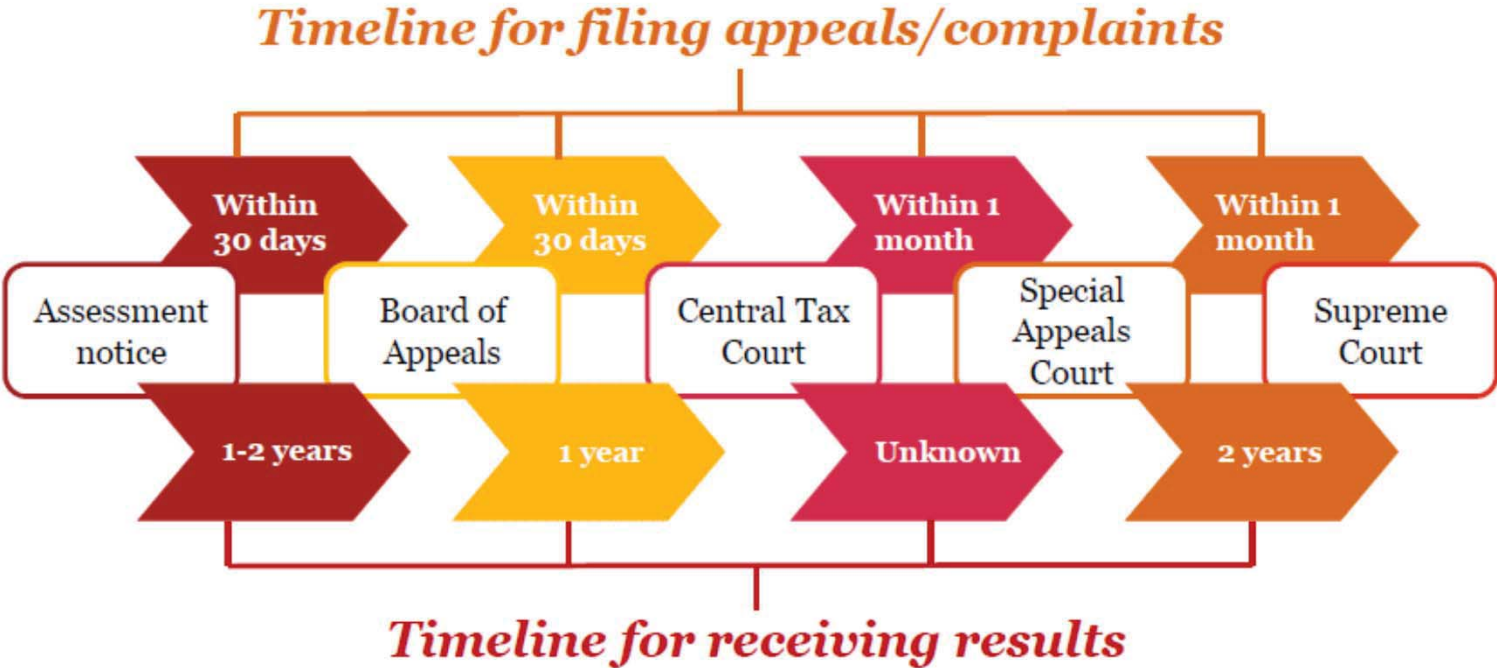
税務調査 - RBAシステム



税務調査の比較

	Audit on specific tax issues (特定の項目について行われる税務調査)	Summons audit (召喚状に基づいて行われる税務調査)
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ インボイス (VAT) のチェック ・ 実地棚卸 ・ 還付金の調査 ・ 移転価格 ・ RBAにより指定された調査項目 	更正を行うための調査
調査対象項目	特定の項目 (税金の還付や移転価格など)	すべての項目
交渉の余地	あり	ほとんどない
修正 (更正) の方法	自主修正	賦課決定
加算税	<ul style="list-style-type: none"> ・ CIT : 該当なし ・ VAT : 100%-200% ・ SBT : 100%-200% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CIT : 100%-200% ・ VAT : 100%-200% ・ SBT : 100%-200%
延滞税	<ul style="list-style-type: none"> ・ SD : 500%-600% その他 : 月利1.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SD : 500%-600% その他 : 月利1.5%

税務訴訟のプロセス



移転価格税制の法整備

Draft Transfer Pricing Laws: Change of documentation requirements

- In May 2015, the Cabinet approved a draft Act on Revenue Code Amendment in relation to transfer pricing.
- The draft has been reviewed by the Council of the State and the revised draft was released for public comments in June 2017.
- One of the provisions require partial transfer pricing disclosure (declaration form) to be submitted with corporate income tax returns and submission of TP documentation within 60 days upon request. Failure to comply with this reporting requirement would result in **a penalty of not exceeding Baht 200,000.**



2018年1月内閣が草案を承認
2017年1月1日以降事業年度から
適用見込

Investment structure

投資ストラクチャーの検討

- Form of business organization
 - タイにおける事業組織
- International Headquarters (IHQ)
 - 地域統括会社 (IHQ)
- BOI
 - 投資委員会 (BOI)

Form of Business Organization

Company

- Private Limited Company
- Public Limited Company
- 非公開会社
 - 非公開会社はタイ国ではもっとも多い会社組織であり、日本からの投資の受け皿として広く使われている。
- 公開会社

Form of Business Organization

Joint Venture

- Structure as per Section 39 of the Revenue Code
- No definition in CCC
- Engage in large/temporary contracted project
- Civil liability as a non-juristic partnership

ジョイントベンチャー

- これは民商法典（Civil & Commercial Code略してCCC）に規定されているものではなく、歳入法39条（Section 39 of the Revenue Code）に定める組織形態（税務上のエンティティ）であり、合併会社の共同出資とは異なる。ジョイントベンチャーはそれ自体の財務諸表を作成し納税
 - なお、利益の還元方法としては税引き後の「利益の分配」を受けるという規定になっている。内容的には配当金と同様のものだが、タイ国内での規定に若干の差がある。タイ国内の処理としては、海外のJ/Vパートナーへの分配は源泉税が課せられる。
- 一般に大規模で一定期間で終了するプロジェクトの契約において利用される。
- 民事上の責任（Civil liability）の取り扱い
は非法制上のパートナーシップ（a non-juristic partnership）として取り扱う。

Form of Business Organization

Consortium

- No definition in CCC and Revenue Code
- Engage in large/temporary contracted project
- Partners have loose connection to each other, having separate responsibility towards the work and income
- コンソーシアムはタイの民商法典（CCC）や歳入法（Revenue Code）にも規定されていない。
- 大規模で一定期間で終了するプロジェクトの契約において複数の事業者が特定かつ一定範囲で共通の目的のために組成される。
- パートナーは互いに緩やかな関係を維持し、業務や収入に対して別々の責任を持つ仕組みである。
- 税務上のエンティティーでもなく納税もそれぞれの参加者がそれぞれの損益計算に基づいて行う。

Form of Business Organization

Representative Office

Law

- Foreign Business Act, B.E. 2542 (1999) (Non-restricted business)
- 「駐在員事務所」について、2017年6月に外国人事業法（FBA）の重要な改正があった。従来は開設に商務省の許可が必要で制限があった（旧Restricted business）が、今回の改正で開設できるようになった（新Non-restricted business）。
- 基本的には情報収集や本社の購買のサポートなどに限られていて、収益獲得活動はできない。

Form of Business Organization

Representative Office

Scope of activity:-

1. Finding source of purchase of goods or services in Thailand for its head office/affiliated companies
2. Checking and controlling quality and quantity of goods purchased or hired to manufacture in Thailand by its head office/affiliated companies
3. Giving advice concerning goods of its head office/affiliated companies sold to agents or consumers
4. Propagating information concerning new goods or services of its head office
5. Reporting of business movement in Thailand to its head office

活動可能範囲

1. 本社又はその関連会社のためにタイ国において物品又はサービスの購入先を見つけること
2. 本社又はその関連会社のために、本社又は関連会社がタイ国において購入する物品、又はタイ国において委託生産した製品等の品質・数量を検査・管理すること
3. 本社又はその関連会社が仲介者又は消費者に対して販売した製品等に関して助言をすること
4. 本社の新製品又は新サービスについて紹介・情報提供すること
5. 本社に対してタイ国のビジネス動向の報告を行うこと

Form of Business Organization

Representative Office

Main conditions

- Engage only in the activity as permitted
- Remit the minimum capital not less than Baht 2 million
- Have at least one responsible person in Thailand
- Non revenue-generating entity
- Cannot engage in selling transaction, e.g. price quoting, taking PO, etc.
- 認められる活動範囲（前スライド参考）に限定して活動すること
- 最低2百万タイバーツ（the minimum capital not less than Baht 2 million）を本社から元入れ資金として送金すること
- 収益を生む活動を行わないこと
- 少なくとも1名責任者をタイ国に置くこと
- 価格見積もりや、受注（注文書の受領）などを含む販売活動に従事することはできない

Form of Business Organization

Regional Office

Law

- Foreign Business Act B.E. 2542 (1999) (Non-restricted business)
- 「地域統括本部」は、外国人事業法でNon-restricted businessとして規定
- その活動範囲は基本的には関連会社のみに支援サービスを提供すること（注意すべきは支援サービスの提供先は関連会社に限定）
- あくまで本社の出先であり（本社と法的には同一エンティティ）、その収入（支出の資金）は関連会社からではなく本社から受け取ることが前提
- これは地域統括業務といっても小規模を前提

Form of Business Organization

Regional Office

Scope of activity

1. Communicating, coordinating and directing, on behalf of the head office, the operation of branches and affiliates that are located in the region
2. Providing consulting and management services
3. Personnel development and training
4. Financial management
5. Marketing control and sale promotion planning
6. Product development
7. Research and development of services
 1. 本会社に代わり、支店及び関連会社とその事業活動に関するコミュニケーション、コーディネーション（調整）及び指示を行う
 2. コンサルティング及びマネジメントサービスを提供する
 3. 人材開発及びトレーニング
 4. ファイナンシャルアレンジメント
 5. マーケティングコントロール及びセールスプロモーションプランニング
 6. プロダクトデベロップメント（製品開発）

Form of Business Organization

Regional Office

Main conditions

- Must have at least one branch or affiliate established in Asian region
- Non revenue – generating entity
- Cannot involve in sale transaction
- All expenditures incurred by the regional office must be borne by the head office
- Engage only in the permitted activity
- Remit in minimum capital not less than Baht 2 million
- Have at least one responsible person resides in Thailand

主な開設条件はつぎのとおりである。

- アジア地域に少なくとも一つの支店又は関連会社を持つこと
- 収益獲得事業体ではないこと (Non-revenue generating entity)
- 販売活動に関与できないこと (Cannot involve in sale transaction)
- 地域統括本部で発生したすべての支出は本社によって負担されること
- 許容された活動のみにしか従事できないこと
- 最低2百万バーツの元入れ資金の送金を受けること (Remit in minimum capital not less than Baht 2 million)
- タイ国に在住する責任者を少なくとも一人置くこと

Form of Business Organization

Branch of Foreign Corporation

Law

- Foreign Business Act B.E. 2542 (1999)

Business objectives

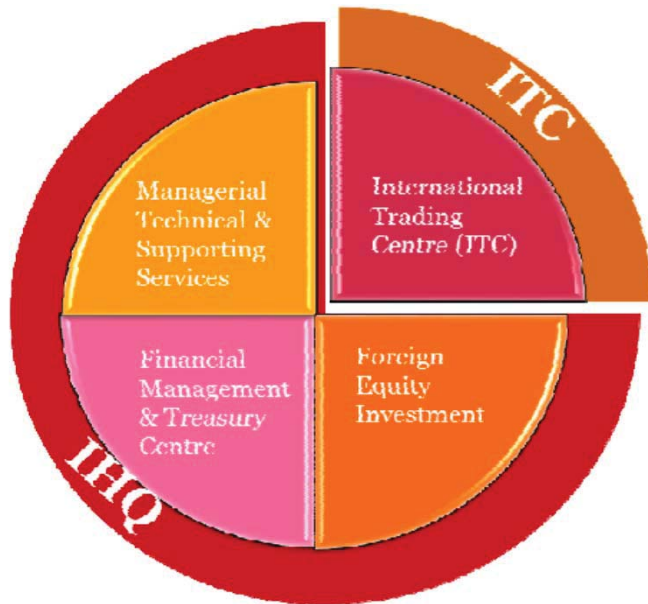
- Commercial engagement

Main conditions

- Can generate revenue from the business activities that would be conducted in Thailand
- Have at least a responsible person resides in Thailand
- Remit in minimum capital not less than Baht 3 million (within 3 years)
- D/E ratio 7:1

- 外国法人の支店は外国事業法で規定されている制限事業（Restricted business）、許認可が必要。実際には銀行等金融機関の支店など一部に限定。従って一般に日本からの進出する際には使われることはない。
- その事業目的は商業活動（Commercial engagement）
- 設立条件は次の通りである。
 - タイ国内で行われる事業活動から収益を獲得できること
 - タイ国に在住する責任者を少なくとも一人置くこと
 - 三年以内に3百万バーツ以上の資本金の送金を受けること(Remit in minimum capital not less than Baht 3 million (within 3 years))
 - 7対1の負債資本比率（D/E ratio 7:1）を下回らないこと

International Headquarters (IHQ)






“Thailand is already well positioned as a regional hub for IHQ and ITC, offering companies several advantages that include our central location, strong infrastructure and low tax rates”

- タイはIHQとITCの地域のハブとしてすでに確固たる地位を築いており、陸のアセアンの中央という地勢的な位置、強いインフラストラクチャー、低税率を含む幾つもの利点を提供している
- 地域統括会社 (IHQ)については投資委員会 (BOI) と歳入局 (Revenue Department : RD) から一定の条件を前提に恩典が与えられる。
- 外国人事業法 (FBA) では、100%外資で製造は認めても、100%外資ではサービスと販売は認めていない。投資委員会 (BOI) の恩典の中には、サービスの提供する業務であっても条件を満たせば100%外資で設立できることが含まれる。その条件としてはその提供するサービスの提供先を関連会社に限定すること。第三者に対するサービスを提供する場合にはIHQとして100%外資は認められない。サービスの提供先を関連会社に限定することで投資委員会 (BOI) が認める恩典が与えられる。
- 投資委員会 (BOI) にIHQ業務のために必要な外国人の人数を申請し認められれば、入管局や労働省に代わり在留許可 (Visa) や労働許可 (Work Permit) を発行することができる。また、外国人が所有することを禁止している土地の保有についてもBOIの認可のもとに取得できる恩典もありそのメリットは大きい。
- また、国際貿易センター (ITC) はサービスの提供を関連会社に限定されるが、卸売りに関しては関連会社以外の第三者にもできる。
- 財務センターの業務は所管する公的機関(タイ中央銀行、Bank of Thailand略してBOT)から認可を受ける必要がある。

Key functions of IHQ / ITC

恩典を受ける業務と所管する公的機関

	機能	投資委員会 (BOI)	タイ中央銀行 (BOT)	歳入庁 (RD)
	地域統括機能 (IHQ)	支援サービス Supporting services	N/A	支援サービス Supporting services
	財務センター (TC)	財務センター Treasury Centre	財務センター Treasury Centre <ul style="list-style-type: none"> •支払いと回収業務 (Payment & collection) •FX取引のネットイング業務 (Netting of FX transactions) •FX取引のリスク管理業務 (FX Transactions & risk management) •流動性管理業務 (Liquidity management) 	1) 財務センターがBOTに承認されていること2) タイ国内の関連会社への貸付はタイバーツで行う必要であり、その資金は条件 (a) 又は (b) を満たす必要がある: (a) タイの金融機関又はタイ国内の関連会社からの借入による資金 (b) 財務センター認可事業から得られた資金 Borrowing and relending of Thai Baht in the following: (a) Funds borrowed from Thai FIs or Thailand associated enterprises; or (b) Funds Thai Baht from TC license
	国際貿易センター (ITC)	原材料、部品、その他物品の貿易活動 Trading activities of RM, parts and goods 外-外 Out – Out 外-内 Out – In 内-内 In – In 内-外 In - Out	N/A	<ul style="list-style-type: none"> •ITCが行う原材料、部品、完成品の買付又は販売がタイ国外に設立された会社となされていること •提供するサービスは国際貿易取引に関連していること

補足説明

- IHQはグループに対する支援サービスの提供を行う目的であり、ITCはグループ間の売買取引を行う目的であるが、両方を一つの会社で取得することも可能である。
- 国際貿易センター（ITC）はサービスの提供を関連会社に限定されるが、卸売りについては関連会社以外の第三者にもできる。
- 投資委員会（BOI）の恩典に加え、税務上の恩典を受ける場合には歳入庁（RD）の承認をとる必要がある。これは毎事業年度ごとに承認を受けるという煩雑な面もある。会社によっては投資委員会（BOI）の恩典のみで歳入庁（RD）の恩典は受けないという選択もあるとのこと。
- TCは、東南アジア諸国の外国為替管理法の規制が厳しいため日系企業では財務センターはなかなか採用が進んでいないとのことであった。
- TCのタイバーツと外貨の調達と貸出の関係：TC can borrow from Thai financial institutions or Thailand associated enterprises in Thai Baht, **or** from overseas financial institutions or associated enterprises in foreign currency. But TC has to lend to associated enterprises in Thailand in Thai currency only. If lent to associated enterprises in foreign country, it has to be lent in foreign currency.

Tax benefits of IHQ

税務上の恩典

恩典の条件

歳入局（RD）の恩典の条件は投資委員会（BOI）の恩典（promotion）の条件と比較してどう異なるか

「年間15MBの必要経費条件が別途必要となり、その他は、BOIと同様」 BOIの恩典（promotion）の条件は後述する。

- 支援サービス Supporting service
 - オフショア所得は法人税免税
 - オンショア所得は法人税率10%で課税
 - オフショア所得とは海外の関連会社に対する支援サービスの所得をいい、オンショア所得とはタイ国内の関連会社に対する支援サービスをいう。オンショア所得でも10%課税ということは、通常の法人税率が20%であることを考えるとその半分に軽減されていることになる。

Tax benefits of IHQ

税務上の恩典

- 財務センター Treasury Centre
 - オフショア財務センター所得は法人税免税
 - オフショア財務センター所得は海外からの受取利息グロスで法人税が免税となる一方で支払利息は損金に計上できると説明を受けた。
 - 貸出資金としてオフショア（海外）からの借入金の支払利息について源泉税免除
 - オンショア所得は法人税率10%で課税
 - 10%で法人税が課税されるオンショア所得の合計金額は、法人税非課税であるサービス（経営管理、技術、支援サービス、ファイナンシャルマネージメント）とロイヤリティから得られるオフショア所得の合計金額を超えてはならない。
 - 適格財務センター所得は特定事業税（Special Business Tax）免税
- 東南アジア諸国の外国為替管理法の規制が厳しいため日系企業では財務センター（TC）の採用はなかなか進んでいないと説明を受けた。

Tax benefits of IHQ

税務上の恩典

- 国際貿易センター ITC
 - 外-外の貿易取引所得と関連サービスは法人税免税
 - 外-外の貿易取引とはタイからみた外国Aの関係会社で製造したものをタイのIHQを通して外国Bの関係会社が仕入れるが、その製品等は直接A国からB国に直送されることをいい、タイのIHQにおいては仲介等の業務としてリインボイス (reinvoice) する。
 - 外-外以外の取引から生じる所得はすべて原則通り20%で課税である。
- 外国持分投資 Foreign Equity Investment
 - 適格配当収入については法人税免税
 - 適格キャピタルゲインは法人税免税

配当

- 法人税が免税となる所得を原資とする外国法人株主への支払配当金は、源泉所得税が免税

個人所得税 Personal Income Tax (PIT)

- 一律15%という固定税率を使用できる (恩典の適用がなければ個人所得税は累進税率)

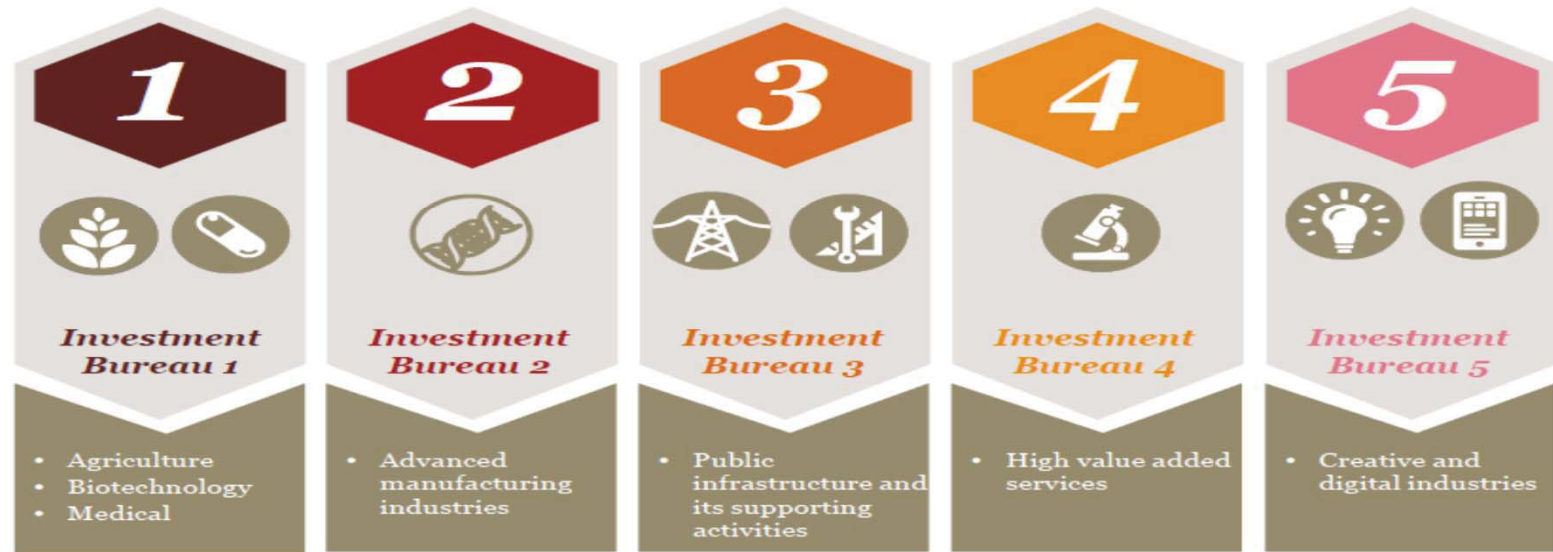
Considerations to become an IHQ



IHQを採用する際の留意点

- IHQの法人ストラクチャーをどのようにするか
- いつ実行するのが良いか
- 法人と個人ベネフィットを比較考慮
- 会社を新設するのが良いか、既存の会社を使うのが良いか
- 移転価格の設定方法と利益配分に十分に配慮する
- 初期段階とフルオペレーション段階でのチャージメカニズムをどうするか
- チャージを負担する関係会社サイドでの影響

BOI structure



投資委員会（BOI）の構造、各部局が所管する産業

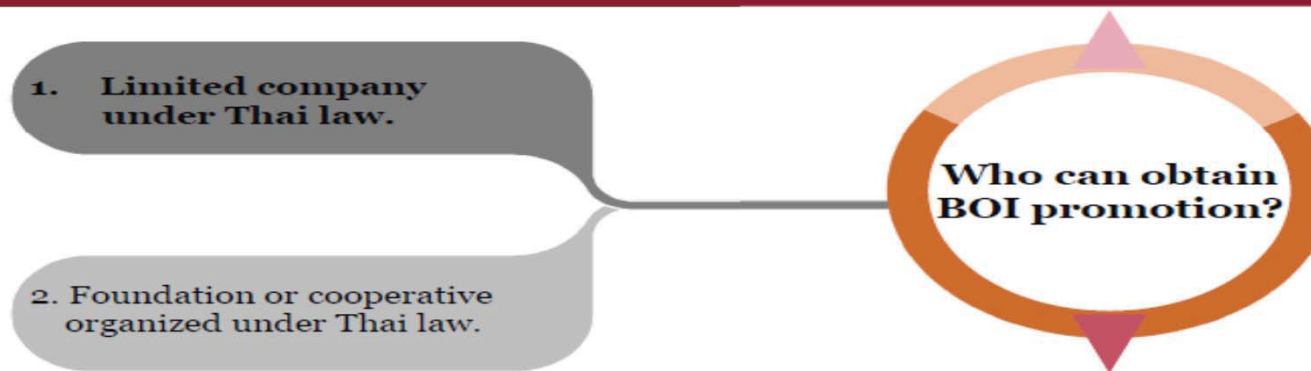
- タイは「2036年までに先進国の仲間入りする」という国家プロジェクト「タイランド4.0」を推進している。その目標に沿ってBOIの投資部局も産業ごとに分類されており、高付加価値の産業に高い恩典を与え積極的に誘致するという方針を反映している。

Overview of investment promotion laws



- 新しい投資促進法の概観

Criteria to obtain BOI promotion



投資委員会（BOI）の恩典を受けるための基準（Criteria to obtain BOI promotion）

- 投資委員会（BOI）の恩典を受けられる組織体の条件
 1. タイの法律で設立された会社（Limited company under Thai law）
 2. タイの法律で組成された財団又は協同組合（Foundation or cooperative organized under Thai law）

Criteria to obtain BOI promotion

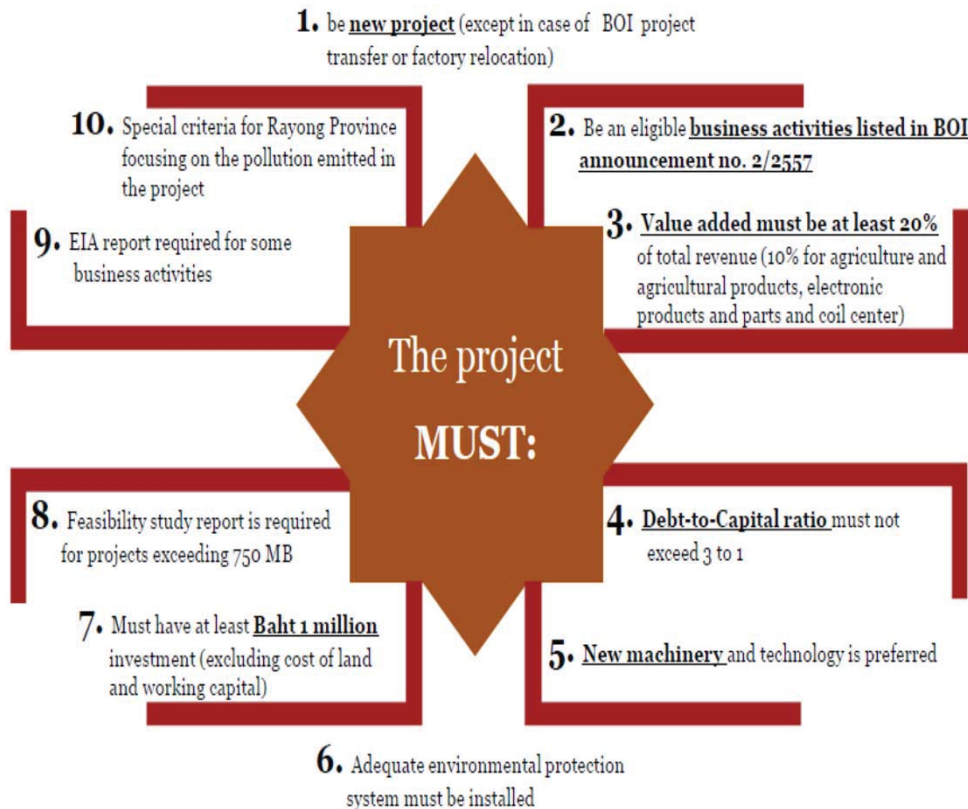
Any restriction on nationality?

- Investment project in all activities in List 1 of the FBA requires at least 51% of capital from Thais.
- Other investment projects in all activities in List 2 & 3 – there are no shareholding ratio restrictions for foreign investors except as otherwise specified in other laws
- BOI is empowered to designate foreign shareholding limitation on certain promoted activities as deemed appropriate.

国籍による制限について

- 外国人事業法（FBA）のリスト1に掲げられている活動への投資プロジェクトはすべて、タイからの投資が少なくとも51%必要である。
- 外国人事業法（FBA）のリスト2と3に掲げられている活動への投資プロジェクトはすべて、他の法律で個別具体的に制限を設けていない限り、国籍による持ち株比率の制限はない。
- 但し、投資委員会（BOI）は、特定活動への認可について外国人の株式保有に制限を加えることが適正と判断した場合には制限を行う権限を有している。

Criteria to obtain BOI promotion



投資委員会 (BOI)の認可を受けるためプロジェクトが満たすべき要件

1. 新しいプロジェクトであること (例外がある。すでにBOIに認可を受けたプロジェクトの移設や工場の引っ越し)
2. 投資委員会公告 (BOI announcement no. 2/2557) にリストされた適格な事業活動であること
3. 少なくとも収益の合計の20%の付加価値を生み出すものであること (農業、農業製品、電子製品・電子部品・コイルセンターは10%)
4. 負債資本比率が3 : 1を超えないこと
✓ 歳入法には過少資本税制は存在しないが、投資委員会 (BOI) の恩典を受けるための申請においてはこのような過少資本規制を要件として求めている。
5. 新しい機械や技術が導入されること
6. 適切な環境保護システムを導入すること
7. 土地の取得費用や運転資本の他に、少なくとも1百万バーツの投資をすること
8. 7億5千万バーツを超えるプロジェクトについてはフィージビリティスタディ (実行可能性の検証) 報告書を提出すること
9. 事業活動によっては環境アセスメント報告書 (EIA report) の提出を求められることがある
10. ラヨン県では恩典の対象となるプロジェクトにおいて排出される汚染に焦点をあてた特別な基準があり、それを満たすことが必要
11. IHQ/ITCの最低資本金は10百万バーツ以上であること
12. IHQについては海外に最低1社の関連会社に対して許容されたサービスを提供すること

Restructuring corporate organization

- Entire business transfer (EBT)
- Normal business transfer (NBT)
- Amalgamation

タイにおける組織再編 (Restructuring corporate organization) の三つの手法

- 全部事業譲渡 (EBT)
- 部分事業譲渡 (OBT)
- 合併 (Amalgamation)

Restructuring corporate organization

Entire business transfer (EBT)

General concept

• Under the CCC, there is no definition of the term entire business transfer. In general, it means that a company transfers all of its business, assets and liabilities to another company.

Key issues of concern

• Business transfers are effected through a normal sale and purchase agreement.

全部営業譲渡 (EBT)

コンセプト

- 民商典 (CCC) では全部営業譲渡(EBT)の特段定義はなく、会社のすべての事業、資産および負債を他の会社に移転すること

重要なポイント

- 営業譲渡は普通の売買契約 (普通の譲渡と購入の合意) に基づいて効果が生じる

Restructuring corporate organization

Normal business transfer (NBT)

General concept

- Under the CCC, there is no definition of the term normal business transfer. In general, it means the transfer of part of a business operation and assets, with or without liabilities, from one company to another.

Key issues of concern

- The provisions under the CCC governing sale and purchase transactions apply to the normal business transfer.

部分事業譲渡 (OBT)

コンセプト

- 民商典 (CCC) には部分営業譲渡 (OBT) の定義はない。一般に部分営業譲渡 (OBT) とは、会社の事業の一部と資産 (負債を引き渡す場合と引き渡さない場合がある) を一つの会社から他の会社に移転すること

重要なポイント

- 民商典 (CCC) における売買取引の規定が適用される

Restructuring corporate organization

Amalgamation

General concept

- Under the CCC, amalgamation is defined as the combination of two companies or more and their consolidation into a new company. Once two or more companies are amalgamated, the amalgamated companies will automatically lose their juristic status without undergoing dissolution and liquidation.
- The newly consolidated company will, by operation of law, hold and join all the rights, liabilities, privileges, franchises, licences, property etc. belonging to each company under the new company.

合併 (Amalgamation)

コンセプト

- 民商典 (CCC)において、合併 (Amalgamation)とは二つ又はそれ以上の会社の結合であり、その連結された組織は一つの新しい会社(新設会社)となる。一旦、一つの新設会社ができる则元々の会社は解散・清算という手続きを経ることなしにその法律上の存在 (juristic status) は自動的に消滅する。

重要なポイント

- 合併 (Amalgamation) で新設された会社は、法律効果 (by operation of law) として、消滅会社に帰属していたすべての権利 (rights)、債務 (liabilities)、恩典 (privileges)、フランチャイズ権 (franchises)、認可 (licences)、財産 (property) 等々を所有 (hold) し加入 (join) することになる。

Restructuring corporate organization

課税関係の概要

- 全部営業譲渡（EBT）と合併（Amalgamation）はともに税務上は非課税（法人税とVAT）
- 部分営業譲渡（OBT）は通常取引として法人税もVATも課税
- 全部営業譲渡については非課税の恩典を受けるために条件があり、事業を譲渡した会社はそれを実行した事業年度内において解散（dissolution）を行い清算手続きに入ることが必要
- 税務上の繰越欠損金は、営業譲渡における事業の譲受会社の繰越欠損金についてのみ存続
- 全部営業譲渡（EBT）であっても譲渡会社の税務上の繰越欠損金は譲受会社に引継ぎはできない
- 合併（Amalgamation）の場合は、消滅会社の繰越欠損金は新設会社に引き継ぐことはできず、切り捨てられる。

スキームの選択

- 二つ以上の会社を一つにする場合、EBTとAmalgamationの二通りの手法がある。いずれかを採用するかは、基本的には繰越欠損金の有無や許認可を含む権利関係の引継ぎの容易さ等の観点からどちらが有利か検証し、ケースバイケースで判断しているとのことであった。

その他

- 日本の合併のように条件によって「適格」と「非適格」の区分はないかという質問については「日本のような適格、非適格の概念はなく、全て同じ物差しで判断される。繰越欠損金の引継ぎはできない」とのことでした。

4

JETROバンコク事務所



4

JETROバンコク事務所

タイの政治情勢

○クーデター（2014年5月22日）前の対立構造

タクシン元首相 インラック前首相	←対立関係→	アピシット元首相 ステーブPDRC事務局長
民選議員（77議席）中心	上 院 2014年3月選挙 （民選議員）	任命議員（73議席）中心
○タイ貢献党 新興財閥、地方（北部・東北部）、 低所得者層が支持基盤	下 院 2013年12月 解 散 2014年2月 総 選 挙 2014年3月 無効判決	○民主党 伝統エリート層、 バンコク都・南部、 中間層が支持基盤
タクシン派 反独裁民主戦線（UDD:通称赤シャツ） タクシン元首相支持派が中心 2009年の民主党政権下で大規模デモを実施。 北部・東北部、農民・貧困層が主な支持基 盤で高い動員力を誇る。	市民グループ	反タクシン派 人民民主改革委員会（PDRC） 2013年11月以降バンコクにて大規模デモ を実施。バンコク都・南部、エリート層、 中間層、労働組合、過激派学生などが支 持基盤

4

JETROバンコク事務所

タイの政治情勢

○クーデター直後の国家平和秩序評議会の動き

5月22日 プラユット陸軍司令官が国軍と国家警察から成る「国家平和秩序維持評議会」が国家統治の全権を掌握すると演説（クーデター宣言）

現憲法の停止、現政権の廃止、報道規制、夜間外出禁止令、出頭命令など

5月24日 上院を解散

5月25日 経済関係団体との会合を実施

5月26日 クーデター直後以来の演説

5月27日 評議会顧問の任命

5月29日 国営企業の幹部入れ替え、反クーデターデモを封じ込め

○2014年暫定憲法（2014年7月22日施行）

国民立法議会

7月31日 勅令により200名が任命。（その後辞退などにより197名に）

8月 7日 初議会

8月 8日 議長・副議長選出

8月18日 予算案審議

8月21日 プラユットNCPOを首相指名

重要暫定憲法条文 要旨抜粋

第5条 本憲法に規定がない場合は、国王を元首とする民主主義に基づく統治慣習による。

第8条 3年以内に政党でなんらかの地位にあったものは国民立法議会議員になれない。

第14条 財政に係る法案は内閣のみ提出可能

第23条 経済、安全保障に広範な影響が及ぶ条約締結は国民立法議会の承認を要する。

タイでの外国人就労

- 滞在許可証（ビザ）と労働許可証（ワークパーミット）の取得義務
- 外国人の就業規制
外国人就労法（Working of Aliens act ; 1978年制定、2008年改正）
 - タイで外国人の就労が禁止されている39業種が定められている
 - 外国人の労働許可証取得の際の根拠法となっている

外国人事業法（1972年制定）による外資規制

規制対象となる「外国人」の定義（第4条）

- ① タイ国籍を有していない自然人
- ② タイ国内で登記していない法人
- ③ タイ国内で登記している法人であるが、以下の形態に該当するもの
 - ①または②に該当する者が、資本である株式を半数以上保有する法人、あるいは①または②に該当する法人が、全資本の半数以上を投資した法人
 - ①に該当する者が業務執行社員または支配人として登録された合資会社または合名会社
- ④ ①②または③に該当する者が、タイ国内で登記し、資本である株式を半数以上保有する法人、あるいは①②または③に該当する者が、全資本の半数以上を投資した法人

外国人事業法における規制業種

規制業種を3種類43業種に分け、それらの業種への外国企業（外国資本50%以上）の参入を規制している。



第1種（9業種）

参入が禁止されている業種

1. 新聞発行・ラジオ・テレビ放送事業
2. 農業・果樹園
3. 畜産
4. 林業・木材加工（天然）
5. 漁業（タイ海域・経済水域内）
6. タイ薬草の抽出
7. 骨董品（売買・競売）
8. 仏像及び僧鉢の製造・鋳造
9. 土地取引

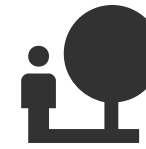


第2種（13業種）

国家安全保障または伝統文化、工芸、自然遺産・環境に影響を及ぼす業種として参入が禁止されている業種

※ただし、商務大臣の許可を取得した場合は可能

- 第1章 安全保障関連ビジネス（2業種）
- 第2章 文化・工芸に影響を与えるビジネス（6業種）
- 第3章 環境・天然資源に影響を与えるビジネス（5業種）



第3種（21業種）

外国人に対して競争力が不十分である参入が禁止されている業種

※ただし、外国人事業委員会の承認により事業開発局長が許可した場合は可能

ほとんどのサービス業はこれに含まれる。

4

JETROバンコク事務所

「タイランド4.0」と 新投資奨励政策

タイランド4.0

産業の高度化、高付加価値化を図り、環境と社会の不均衡に対処し、持続可能な経済成長の実現を目指す、タイ政府のビジョン。

ターゲット産業

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 次世代自動車 | ⑥ ロボット産業 |
| ② スマート・エレクトロニクス | ⑦ 航空・ロジスティック |
| ③ 医療・健康ツーリズム | ⑧ バイオ燃料とバイオ科学 |
| ④ 農業・バイオテクノロジー | ⑨ デジタル産業 |
| ⑤ 未来食品 | ⑩ 医療ハブ |

タイ投資委員会(BOI)は、「タイランド4.0」の実現に向け、2017年1月から2月にかけて「投資奨励法」の改正及び「特定産業競争力強化法」を制定。

4 JETROバンクコク事務所

労務環境

タイ人従業員の給与水準

<製造業役職別実在者賃金>

	17年調査			16年調査		
	月給	基本給	年齢	月給	基本給	年齢
部長	96,600	85,000	46	85,000	70,000	46
課長	60,300	51,000	42	51,500	45,000	41
係長	38,000	32,450	38	34,522	30,000	37
スーパーバイザー	31,550	26,800	36	28,750	25,000	35
フォアマン	22,880	19,000	36	20,600	18,000	35
設備保全技能員	17,880	15,000	32	17,500	15,000	31
製造技能員(ワーカー)	14,540	12,000	32	14,440	11,900	30
シニアスタッフ	22,950	20,100	35	22,000	19,650	33
スタッフ	17,310	14,519	30	16,000	14,000	20

単位：バーツ 1バーツ=約3円

出典 盤谷日本人商工会議所賃金労務実態報告書2017年4月

問題点

- ①人件費の上昇
- ②労働者の質
マネージャー、エンジニア
共に不足

5 バンコク日本人商工会議所



5 バンコク日本人商工会議所

タイの主要経済指標の推移

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
実質GDP成長率 (%)	0.8	7.2	2.7	0.8	2.8	3.2
一人あたりGDP (ドル)	5,479	5,846	6,148	5,889	5,742	5,908
経常収支 (億ドル)	89	▲15	▲52	154	348	476
貿易収支 (億ドル)	▲89	▲228	▲248	▲28	91	365
失業率 (%)	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	1.0
消費者物価上昇率 (%)	3.8	3.0	2.2	1.9	▲0.9	0.2

(出所)JCC「在タイ日系企業の現状」

5

バンコク日本人商工会議所 在タイ日系企業の現状



在タイ日系企業の
景気動向
緩やかながら景
気回復が継続



タイの自動車産
業の推移
国内販売は回復
傾向だが、輸出
が不調



BOI投資申請件数、
金額の推移
BOI制度変更に伴
い2014年に駆け
込み需要が発生、
以後低調が続く



経営上の問題点
他社との競争激
化、総人件費の
上昇、エンジニ
アリングの人材
不足など



タイの日本食レス
トラン
増加傾向が続くも、
バンコク首都圏は
飽和状態



日タイ間の旅行者
数推移
タイから日本への
旅行者が急増



JCCのタイ政府への
要望
関税や通関に関わ
る制度や運用の改
善、景気対策（公
共インフラ整備な
ど）の推進、バン
コク首都圏の交通
インフラ整備、等



A S E A N 経済共
同体（AEC）の促
進
JCCバンコクが、
ASEAN各国の日本
人商工会議所に呼び
かけ、2008年に
ASEAN日本人商工
会議所連合会
（FJCCIA）を設立

6

Tax Auditor Association of Thailand



6 Tax Auditor Association of Thailand

ビジョン

税のプロフェッショナルであり、国際的に認定された協会へ

ミッション

1. 税のプロフェッショナルとしての会員の発展と促進
2. Tax Auditor (TA)の倫理を浸透させ奨励すること
3. 卓越したプロフェッショナル基準の発展
4. 社会に税務会計の役立つ知識を普及させること

組織

- ①会長
- ②アドバイザー
- ③各委員

※TA資格がなくても会員になることができる。

沿革

協会運営は2017年で10年目を迎えた。

- 法律上監査権限は公認会計士がもっており、国内すべての会社が監査を受けることになっている。
- しかし、費用の観点から事実上、中小企業は監査を受けていなかった。
- そこで歳入局が中小企業の監査権限をもつTA資格を発行することとなった。
- 協会自体はTA資格導入前から発足している。

運営業務

1. 各法律、歳入に関する会員の勉強
2. アドバイザーとしての能力を上げる業務
(Taxアドバイザー計画等の租税教育)
3. 税に関する次世代の専門家を育成する業務
タックスジュニア計画等

6 Tax Auditor Association of Thailand

TA資格について

TA資格とは

中小企業の監査権限を持つ資格。
法律上監査権限は公認会計士がもっており、タイ国内すべての会社が監査を受けることになっているが、費用の観点から中小企業は事実上監査を受けていなかったため、歳入局が発行。

試験科目

試験科目は、会計学・監査・中小企業の法律、商法、登記の3科目。
1年に3回試験があり、現在3,000人ほどの有資格者がいる。

業務内容

TAは歳入局が発送する個人資格だが独占権はなく、原則的には誰でも申告代理できる。
報酬が少なく、この資格のみでは生活が成り立たない。

業務範囲

国内約60万社の法人のうち、中小企業15万社がTA資格の範囲。
TA資格の範囲で法人格を有する事業形態は次の2つ。
①登記通常パートナーシップ ②有限責任パートナーシップ

7

タイ在住日本人ビジネスマンとの懇談会



総括



ご静聴ありがとうございました。